

湘南支部ホームページ運営規約

第1条(総則)

この規約は、神奈川県行政書士会湘南支部(以下、支部という)のインターネットホームページ(以下、HPという)掲載内容の制限・基準及びその運営に関して適用する。

第2条(目的)

HPは、次の項目を目的とする。

- ①支部の情報媒体として、広く支部会員にとって有益な情報を供するとともに、支部会員相互のコミュニケーションを語るものとする。
- ②第三者に対して、インターネットによる情報提供を行い、行政書士の知名度を向上させるとともに、支部会員の紹介を行う。

第3条(管理と運営)

HPは、支部に帰属し、広報部が制作、管理及び運営を行う。

2. 広報部長は、HPの管理責任者(以下、ウェブマスターという)とする。
3. ウェブマスターは、厳正かつ公平にHPを管理、運営しなければならない。

第4条(掲載内容)

HPには次の内容を掲載するものとし、ウェブマスターは掲載前にその内容を支部の幹事会に報告し、承認を得なければ掲載することができない。

(1)外部向けページ(オープンページ)

- ①行政書士とは
- ②行政書士の仕事
- ③無料相談
- ④会員紹介
- ⑤新着情報
- ⑥リンクページ
- ⑦サイトポリシー
- ⑧その他、幹事会が必要と判断したもの

(2)支部会員専用ページ(ログインページ)

- ①お知らせ(支部行事・暮らしの法務相談・街頭無料相談・研修会その他)
- ②組織規約
- ③支部広報(はつらつ湘南)
- ④その他、幹事会が必要と判断したもの

2. 支部会員には、予め会員専用ページにログインできるパスワードを開示する。
3. HPの更新は原則として月に1回行う。
4. HPのリニューアルは必要に応じこれを行う。
5. HPには次の内容は掲載しない。
 - ①第三者または会員への誹謗、中傷
 - ②第三者または会員へ不利益を与えるもの
 - ③選挙運動またはこれに類似するもの
 - ④公序良俗に反するもの
 - ⑤第2条の目的を逸脱したもの
 - ⑥その他のもので幹事会が相当でないと判断したもの

第5条(セキュリティ)

ウェブマスターは、HPのパスワードについてこれを他の者に教えてはならない。また、盗難されぬようにしなければならない。

2. ウェブマスターは、HPのパスワードを、不測の事態のため支部長または支部長に指定された者に関

示しておく。

3. ウェブマスターは、外部からのウィルスの侵入及び攻撃的侵入に対し、事前に適切なセキュリティ措置をとるとともに、不測の事態に備えなければ成らない。

第6条(個人情報保護)

ウェブマスターは、HPに関して知り得る個人または法人の情報(以下、個人情報という)について善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理しなければならない。

第7条(禁止事項)

HPは支部と支部会員のためのものであり、ウェブマスターは個人的な利用目的にHPを使ってはならない。

2. 支部の役員及び支部会員は個人的な利用目的にHPを使ってはならない。

第8条(電子メール)

支部は支部会員に対する伝達手段として必要な情報を直接電子メールにて発信することができる。この場合において、電子メールに対応していない支部会員のためにはFAXを併用する。

第9条(余事事項)

この規約に定めのない事項であって必要な事項は、幹事会においてその都度これを定める。

附則

1. この規約は平成18年8月1日より施行する。
2. この規約は幹事会の承認により改廃する。